令和4年2月7日 子ども・若者部児童課

フェンス損傷事故の発生について

- 1 事故の概要
- (1)発生日時 令和4年1月14日(金)午後1時25分頃 (天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区
- (3)相 手 方 乙(
- (4) 事 故 内 容 世田谷区(以下「甲」という)児童課職員が、車両でT字 路を左折しようとしたところ、道幅が狭く左折できなかった ため、後退した際に乙宅の住居フェンス(外構)に車両右後 部が接触した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし

物損:なし

乙 人身:なし

物損:住居フェンス(アルミ製柵)損傷

2 事後の対応

- (1) 現場では、乙が不在につき甲及び警察官立会いのもとで、事故の内容や 損傷の程度について確認を行い、後日(1月16日)乙と連絡がつき、甲 乙立会いのもとで改めて事故の内容や損傷の程度について確認を行った。 相手方とは誠意を持って示談交渉を進めていく。
- (2) 本件事故を踏まえ、全職員に改めて安全運転の徹底を図るよう周知するとともに、今後も事故防止に向けて安全運転の指導を継続して行っていく。